

令和4年第2回廿日市市議会（第2回定例会）条例新旧対照表

報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市税条例の一部を改正する条例）	1
報告第10号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例）	5
報告第11号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	7
議案第47号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	9
議案第48号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第49号	廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例の一部を改正する条例	21
議案第50号	廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	27
議案第51号	廿日市市文化財保護条例の一部を改正する条例	29
議案第52号	廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等 の一部を改正する条例	33
議案第57号	過疎地域持続的発展計画の変更について	37

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>10分の7</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正後	改正前
<p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15・16 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p>	<p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15・16 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの</p>	<p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5_____を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの</p>

改正後	改正前
<p>規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>附 則 （法附則第15条第33項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>14 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則 （法附則第15条第34項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>14 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）の手数料は、廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）で定める。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の<u>交付手数料</u> _____ は、廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）で定める。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に<u>特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、<u>当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告</u></p>

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書</u>に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただ</p>	<p><u>書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書</u>に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただ</p>

改正後	改正前
<p>し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により市長が定める様式による。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市</p>	<p>し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</p> <hr/> <p>_____に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める様式による。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市</p>

改正後	改正前
<p>長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p>	<p>長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>扶養親族</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (控除対象扶養親族</p> <p>_____を除く。)を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p>

改正後	改正前
<p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p>	<p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書</p>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p><u>がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、<u>同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p>

改正後	改正前
<p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る_____同条第4項に規定する確定申告書にこの項_____の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を</p>	<p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を</p>

改正後	改正前
<p>課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（<u>年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る</u>。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（<u>控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く</u>。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（不均一課税）</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>3年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下この条において「対象固定資産」という。）に係る固定資産税の税率は、条例第62条の規定にかかわらず、当該対象固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度（以下「初年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度（初年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。）については100分の0.35、第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。）については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。</p>	<p>（不均一課税）</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和4年3月31日</u>までの間に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>2年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下この条において「対象固定資産」という。）に係る固定資産税の税率は、条例第62条の規定にかかわらず、当該対象固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度（以下「初年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度（初年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。）については100分の0.35、第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。）については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>利用時間</u>等)</p> <p>第5条 アルカディアの<u>利用時間</u>は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の<u>利用時間</u>を変更し、又はアルカディアの全部若しくは一部の供用を休止することができる。</p> <p>(<u>利用の許可</u>)</p> <p>第6条 アルカディアの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を<u>利用</u>しようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、アルカディアの管理運営上必要があると認めるときは、その<u>利用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(<u>利用許可の制限</u>)</p> <p>第7条 指定管理者は、申請者の施設等の<u>利用</u>の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用</u>を許可しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として<u>利用</u>するとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>利用料金の納付等</u>)</p> <p>第8条 アルカディアの施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、<u>次条第2項に定めるところにより、アルカディアの施設等の利用に係る料金</u>（以下「<u>利用料金</u>」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 <u>利用料金</u>（シャワーの<u>利用</u>に係るものを除く。）は、第6条第1項の施設等の<u>利用</u>の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、特別の理由があると認めるときは、<u>利用料金</u>を減免するこ</p>	<p>(<u>使用時間</u>等)</p> <p>第5条 アルカディアの<u>使用時間</u>は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の<u>使用時間</u>を変更し、又はアルカディアの全部若しくは一部の供用を休止することができる。</p> <p>(<u>使用の許可</u>)</p> <p>第6条 アルカディアの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を<u>使用</u>しようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、アルカディアの管理運営上必要があると認めるときは、その<u>使用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(<u>使用許可の制限</u>)</p> <p>第7条 指定管理者は、申請者の施設等の<u>使用</u>の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用</u>を許可しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として<u>使用</u>するとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>使用料</u>の納付等)</p> <p>第8条 アルカディアの施設等を使用する者（以下「使用者」という。）は、<u>別表第2に定めるところにより、使用料を</u> _____ 納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料</u>（シャワーの<u>使用</u>に係るものを除く。）は、第6条第1項の施設等の<u>使用</u>の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>市長</u> _____ は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を減免するこ</p>

改正後	改正前
<p>とができる。</p> <p>4 既納の<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(利用料金の収入等)</u></p> <p><u>第9条</u> <u>利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p><u>(利用許可の取消し等)</u></p> <p><u>第10条</u> <u>指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用許可者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 市は、前項の規定により施設等の利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限したことによって、<u>利用許可者</u>に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</p> <p><u>(利用の予約)</u></p> <p><u>第11条</u> <u>アルカディアの施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>前項の予約金の額は、第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。</u></p> <p><u>(違約金の徴収)</u></p> <p><u>第12条</u> <u>予約者は、前条第1項の規定により利用の予約をした後、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>指定管理者は、予約者が前項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>前項の違約金の額は、第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。</u></p>	<p>とができる。</p> <p>4 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p><u>第9条</u> <u>指定管理者は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 市は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限したことによって、<u>使用許可者</u>に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、アルカディアの<u>利用者</u>の<u>平等な利用</u>を確保できるものであること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) アルカディアの<u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2) <u>利用料金</u>の徴収に関する業務</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(事業報告書の作成及び提出)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第18条 市長は、指定管理者が第16条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第15条第1号に規定する業務が含まれる場合に限る。)における第6条、第7条、第10条第1項及び第12条の規定の適用については、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>当該利用</u>について指定</p>	<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、アルカディアの<u>使用者</u>の<u>平等な使用</u>を確保できるものであること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) アルカディアの<u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2) <u>使用料</u>の徴収に関する業務</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(事業報告書の作成及び提出)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第15条 市長は、指定管理者が第13条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第12条第1号に規定する業務が含まれる場合に限る。)における第6条、第7条及び第9条第1項 _____の規定の適用については、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>当該使用</u>について指定</p>

改正後	改正前																
<p>管理者の許可を受けている場合を除き、市長」と、<u>同条第2項、第7条、第10条第1項並びに第12条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</u></p> <p>4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第15条第2号に規定する業務が含まれる場合に限る。）において、利用者は、第8条第1項の規定にかかわらず、<u>別表第3</u>に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、<u>当該利用</u>について同項に規定する<u>利用料金</u>を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。</p> <p>5 <u>前項本文の場合における第8条第2項から第4項まで並びに第11条第2項及び第3項の規定の適用については、第8条第2項から第4項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</u></p> <p>6 第1項の規定により市長がアルカディアの管理に係る業務の全部又は一部を行った場合において、指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が当該業務を行うこととなる場合における第6条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>当該利用</u>について市長の許可を受けている場合を除き、指定管理者」と、第8条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、<u>当該利用</u>について第19条第4項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>	<p>管理者の許可を受けている場合を除き、市長」と、<u>同条第2項、第7条及び第9条第1項</u> _____ 中「指定管理者」とあるのは「市長」と _____ する。</p> <p>4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第12条第2号に規定する業務が含まれる場合に限る。）において、<u>使用者</u>は、第8条第1項の規定にかかわらず、<u>別表第2</u>に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、<u>当該使用</u>について同項に規定する<u>使用料</u>を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>5 第1項の規定により市長がアルカディアの管理に係る業務の全部又は一部を行った場合において、指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が当該業務を行うこととなる場合における第6条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「<u>当該使用</u>について市長の許可を受けている場合を除き、指定管理者」と、第8条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、<u>当該使用</u>について第16条第4項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広場</td> <td>宿泊</td> <td>9時から翌日の9時まで</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>9時から17時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用時間	広場	宿泊	9時から翌日の9時まで	日帰り	9時から17時まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広場</td> <td>宿泊</td> <td>9時から翌日の17時まで</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>9時から17時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用時間	広場	宿泊	9時から翌日の17時まで	日帰り	9時から17時まで
区分		利用時間															
広場	宿泊	9時から翌日の9時まで															
	日帰り	9時から17時まで															
区分		使用時間															
広場	宿泊	9時から翌日の17時まで															
	日帰り	9時から17時まで															

改正後			改正前					
(略)			(略)					
炉付きサイト	宿泊	9時から翌日の9時まで	炉付きサイト	宿泊	15時から翌日の10時まで			
	日帰り	9時から17時まで		日帰り	10時から15時まで			
浴室		10時から20時まで	浴室		10時から20時まで			
別表第2 (第9条関係)			別表第2 (第8条関係)					
区分	単位	利用料金の範囲	区分	単位	使用料			
広場	1サイトにつき(1泊)	1,000円から 3,000円まで	広場	宿泊	幼児	1人1泊につき	200円	
	1サイトにつき(日帰り)	500円から 1,500円まで			小学校児童		400円	
その他12歳以上の者						800円		
多目的スペース	1回4時間以内	1,000円から 3,000円まで	多目的スペース		1回4時間以内	2,000円		
	4時間を超えて1時間までごとに	250円から 750円まで			4時間を超えて1時間までごとに	500円		
体育館(専用利用)	1時間までごとに	1,000円から 3,000円まで	体育館	専用使用	1時間までごとに	2,000円		
炉付きサイト	1サイトにつき(1泊)	2,000円から 6,000円まで	炉付きサイト	基本額	宿泊	1サイトにつき	2,000円	
					日帰り		1,000円	
浴室	30分までごとに	500円から 1,500円まで		加算額	宿泊	幼児	1人1泊につき	200円
						小学校児童		400円
その他12歳以上の者		800円						
シャワー	1人1回につき	100円から 300円まで			日帰り	幼児	1人1回につき	100円
						小学校児童		200円
						その他12歳以上の者		400円
その他の設備・物品等		市長が定める範囲	浴室		30分までごとに	1,000円		
備考 体育館を2分の1に区分して利用する場合における利用料金の範囲は、当該利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額の範囲とする。			シャワー		1人1回につき	100円		
			その他の設備・物品等			市長が定める額		
備考			備考					
			1 「幼児」とは、小学校就学前の者をいう。					
2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学								

改正後			改正前																														
<p>別表第3 (第19条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広場</td> <td>1サイトにつき(1泊)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1サイトにつき(日帰り)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的スペース</td> <td>1回4時間以内</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間を超えて1時間までごとに</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>体育館(専用使用)</td> <td>1時間までごとに</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉付きサイト</td> <td>1サイトにつき(1泊)</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1サイトにつき(日帰り)</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>30分までごとに</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1人1回につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>その他の設備・物品等</td> <td></td> <td>市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 体育館を2分の1に区分して使用する場合における使用料の額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>			区分	単位	使用料	広場	1サイトにつき(1泊)	2,000円	1サイトにつき(日帰り)	1,000円	多目的スペース	1回4時間以内	2,000円	4時間を超えて1時間までごとに	500円	体育館(専用使用)	1時間までごとに	2,000円	炉付きサイト	1サイトにつき(1泊)	4,000円	1サイトにつき(日帰り)	3,500円	浴室	30分までごとに	1,000円	シャワー	1人1回につき	100円	その他の設備・物品等		市長が定める額	<p>校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p>3 体育館を区分してその2分の1の面を専有して使用する場合は、この表に定める使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(新設)</p>
区分	単位	使用料																															
広場	1サイトにつき(1泊)	2,000円																															
	1サイトにつき(日帰り)	1,000円																															
多目的スペース	1回4時間以内	2,000円																															
	4時間を超えて1時間までごとに	500円																															
体育館(専用使用)	1時間までごとに	2,000円																															
炉付きサイト	1サイトにつき(1泊)	4,000円																															
	1サイトにつき(日帰り)	3,500円																															
浴室	30分までごとに	1,000円																															
シャワー	1人1回につき	100円																															
その他の設備・物品等		市長が定める額																															

議案第50号

廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成17年条例第80号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第4号</u>に規定する所得をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第3号</u>に規定する所得をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）<u>第182条第2項の規定に基づき、廿日市市内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化の向上発展に資することを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において「文化財」とは、<u>法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群及び法第92条第1項に規定する埋蔵文化財をいう。</u></p> <p>(文化財の指定)</p> <p>第3条 廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市内にある<u>文化財（埋蔵文化財を除く。）のうち、法又は広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）の規定により、国又は県が指定した文化財以外の文化財で市にとって重要なものを廿日市市指定文化財</u>（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。</p> <p><u>2 教育委員会は、無形文化財及び無形の民俗文化財について、前項の規定による指定をするに当たって、当該無形文化財及び無形の民俗文化財の保持者又は保持団体（無形文化財及び無形の民俗文化財を保持する者が主たる構成</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）<u>第98条第2項</u>の規定に基づき、廿日市市内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化の向上発展に資することを目的とする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料</u></p> <p>(2) <u>演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの</u></p> <p>(3) <u>衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの</u></p> <p>(4) <u>貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、市にとって学術上価値の高いもの</u></p> <p>(文化財の指定)</p> <p>第3条 廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市内にある<u>文化財のうち</u>、法又は広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）<u>により</u>、国又は県が指定した文化財以外の文化財で<u>重要なものを廿日市市指定重要文化財</u>（以下「市指定重要文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>員となつている団体が代表者の定めがあるものをいう。以下同じ。）（以下「保持者等」という。）を認定しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめその所有者、権原に基づく占有者又は保持者等（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定をしたときは、その旨を告示し、かつ、所有者等に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、市指定文化財（有形文化財及び有形の民俗文化財に限る。）の所有者等に対し指定書を、第2項の規定による認定をしたときは、市指定文化財（無形文化財及び無形の民俗文化財に限る。）の保持者等に対し認定書を交付しなければならない。</u> （管理及び保存）</p> <p>第4条 <u>市指定文化財</u>の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに教育委員会の指示又は助言に従い、<u>市指定文化財</u>の管理及び保存に努めなければならない。 （管理等に関する指示又は助言）</p> <p>第5条 教育委員会は、<u>市指定文化財</u>の所有者等に対し、その管理及び保存について必要な指示又は助言をすることができる。 （管理状況等の報告）</p> <p>第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、<u>市指定文化財</u>の現状並びに管理及び保存の状況について報告を求めることができる。 （現状変更等の承認）</p> <p>第7条 <u>市指定文化財</u>の所有者等は、<u>修理又は現状変更</u>をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。 （所有者等の変更届）</p> <p>第8条 <u>市指定文化財</u>の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>速やかに教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>所有者等</u>を変更したとき。</p> <p>(2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</p> <p>(3) <u>市指定文化財</u>の全部又は一部が滅失し、き損し、<u>亡失し</u>、又は盗</p>	<p>2 <u>前項</u>の規定により指定_____をしようとするときは、あらかじめその所有者、権原に基づく占有者又は<u>保持者</u>（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会は、第1項の規定により指定_____をしたときは、その旨を告示し、かつ、所有者等に通知しなければならない。</u> （新設）</p> <p>（管理及び保存）</p> <p>第4条 <u>市指定重要文化財</u>の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに教育委員会の指示又は助言に従い、<u>市指定重要文化財</u>の管理及び保存に努めなければならない。 （管理等に関する指示又は助言）</p> <p>第5条 教育委員会は、<u>市指定重要文化財</u>の所有者等に対し、その管理及び保存について必要な指示又は助言をすることができる。 （管理状況等の報告）</p> <p>第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、<u>市指定重要文化財</u>の現状並びに管理及び保存の状況について報告を求めることができる。 （現状変更_の承認）</p> <p>第7条 <u>市指定重要文化財</u>の所有者等は、<u>その現状を変更</u>_____しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。 （所有者等の変更届）</p> <p>第8条 <u>市指定重要文化財</u>の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>教育委員会</u>_____に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>所有者等</u>が変更したとき。</p> <p>(2) 所有者等の氏名_____又は住所を変更したとき。</p> <p>(3) <u>市指定重要文化財</u>の全部又は一部が滅失し、き損し、<u>又は亡失したと</u></p>

改正後	改正前
<p>み取られたとき。</p> <p>(4) <u>市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。</u></p> <p>2 <u>市指定文化財</u>の所有者等が死亡したときは、その相続人は、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(出品又は公開)</p> <p>第9条 教育委員会は、<u>市指定文化財</u>の所有者等に対し、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。</p> <p>2 前項の規定による出品又は公開に要する経費は、<u>予算の範囲内でその全部</u>又は一部を教育委員会において負担することができる。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第10条 <u>市指定文化財</u>の管理、保存又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、教育委員会は、その経費の一部に充てさせるため、<u>予算の範囲内で所有者等に対し補助金を交付することができる。</u></p> <p>2 前項の規定において補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として<u>管理、保存又は修理</u>に関し必要な事項を指示することができる。</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第11条 <u>市指定文化財</u>が<u>その価値を失った場合、その他特別の事由があるときは、教育委員会は、その</u>指定を解除することができる。</p> <p>2 <u>第3条第4項</u>の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>(審議会の設置及び所掌事務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に<u>建議又は</u>答申する。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>き</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>市指定重要文化財の保持者</u>が死亡したときは、その相続人は、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(出品又は公開)</p> <p>第9条 教育委員会は、<u>市指定重要文化財</u>の所有者等に対し、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。</p> <p>2 前項の規定による出品又は公開に要する経費は、<u>その全部</u>又は一部を教育委員会において負担することができる。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第10条 <u>市指定重要文化財の管理及び保存</u>につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、教育委員会は、その経費の一部に充てさせるため、<u>予算の範囲内で所有者等に対し補助金を交付することができる。</u></p> <p>2 前項の規定において補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として<u>管理及び保存</u>に関し必要な事項を指示することができる。</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第11条 <u>市指定重要文化財</u>が<u>その価値を失った場合、その他特別の事由があるときは、教育委員会は、市指定重要文化財の</u>指定を解除することができる。</p> <p>2 <u>第3条第3項</u>の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>(審議会の設置及び所掌事務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に<u>建議</u>する。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会が</u>定める。</p>

議案第52号

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年条例第1号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>3万6,300円</u>を超える場合には、<u>3万6,300円</u>）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>3万5,860円</u>を超える場合には、<u>3万5,860円</u>）の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車</p>

改正後	改正前
<p>を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>3万6,300円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。</p>	<p>を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>3万5,860円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。</p>

○廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第2号）【第2条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（公費の支払）</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に廿日市市議会議員の選挙又は廿日市市長の選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>15万8,125円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。）</p>	<p>（公費の支払）</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に廿日市市議会議員の選挙又は廿日市市長の選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>15万5,250円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。）</p>

○廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第22号）【第3条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により廿日市市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（公費の支払）</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により廿日市市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（公費の支払）</p> <p>第4条 廿日市市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>

変更後	変更前
<p>1 基本的な事項 (1) 地域の概況 ア 概況 (ア) 自然的条件 (略)</p> <p>吉和地域は、市の中心部から約35kmを隔てた西北端に位置し、十方山や冠山などの連峰が西中国山地を形成し、その一部が西中国山地国定公園に指定されています。地域の面積は<u>145.52km²</u>で、市域全体の約3割を占めます。地域のほとんどは森林が占め、平坦地は極めて少ない状況です。気候は冷涼多雨で豪雪地帯に指定され、夏期は過ごしやすですが、冬期は平地部でもかなりの積雪となります。</p> <p>宮島地域は、広島湾に面した島しょ部に位置し、対岸の大野地域とは大野瀬戸によって隔たれているものの、0.5kmの至近距離にあります。地域の面積は<u>30.39km²</u>で、ほぼ北東（南西）方向を長辺とした長方形をなし、周囲は約30kmに及んでいます。平地や緩傾斜地は、厳島神社を中心とする地区や杉之浦、包ヶ浦地区など、主として小河川の河口付近に限られています。気候は、瀬戸内海気候に属し、年間を通じて温暖で過ごしやすく、冬期も積雪はほとんど見られません。</p> <p><u>佐伯地域は市の中心部から約18kmを隔てた最西部に位置し、地域の大部分を占める山地に囲まれた盆地と谷間に市街地と集落地が形成されています。地域の面積は194.85km²で、地域全域が一級河川小瀬川の水系に属し、ほとんどを山林が占めています。平坦部は水稻を中心とした農用地、傾斜地は森林として利用されています。気候は、年間を通じて温暖多雨であるものの、高地であるため冬期はやや気温が低く、積雪も見られます。</u></p> <p>(イ) 歴史的条件 (略)</p>	<p>1 基本的な事項 (1) 地域の概況 ア 概況 (ア) 自然的条件 (略)</p> <p>吉和地域は、市の中心部から約35kmを隔てた西北端に位置し、十方山や冠山などの連峰が西中国山地を形成し、その一部が西中国山地国定公園に指定されています。地域の面積は<u>145.52km²</u>で、市域全体の約3割を占めます。地域のほとんどは森林が占め、平坦地は極めて少ない状況です。気候は冷涼多雨で豪雪地帯に指定され、夏期は過ごしやすですが、冬期は平地部でもかなりの積雪となります。</p> <p>宮島地域は、広島湾に面した島しょ部に位置し、対岸の大野地域とは大野瀬戸によって隔たれているものの、0.5kmの至近距離にあります。地域の面積は<u>30.39km²</u>で、ほぼ北東（南西）方向を長辺とした長方形をなし、周囲は約30kmに及んでいます。平地や緩傾斜地は、厳島神社を中心とする地区や杉之浦、包ヶ浦地区など、主として小河川の河口付近に限られています。気候は、瀬戸内海気候に属し、年間を通じて温暖で過ごしやすく、冬期も積雪はほとんど見られません。</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) 歴史的条件 (略)</p>

変更後	変更前
<p><u>佐伯地域は、古くは嚴島神社の神領で、中世を通して山里と称されてきました。明治22年の市制町村制施行時に藩政時代の小村が6つの村に整理されました。その後、2村の合併を経て、昭和30年には「玖島村」、「友和村」、「津田町」、「浅原村」、「四和村」の5町村の対等合併によって「佐伯町」が成立しました。平成15年3月1日には、吉和村とともに、合併により廿日市市に編入され、今日に至っています。本地域は、島根県津和野町と廿日市市沿岸部を結ぶ津和野藩参勤交代の古道「津和野街道」が通っています。道筋には石畳が今も残っており、往古の名残をしのばせています。</u></p> <p>(ウ) 社会経済的条件 (略)</p> <p><u>佐伯地域は国道2路線や県道11路線、市道が相互に連絡し、沿岸部と吉和地域を結ぶ結節点となっており、市域内の資源をつなぐ軸となっています。</u></p> <p><u>本地域の土地利用形態は、まとまりのある平地は少ないものの稲作が大部分を占めています。夏の多雨、昼夜の温度差を生かした農産物の生産や、都市部に隣接した立地条件を生かした観光農園・直売も盛んです。</u></p> <p><u>また、佐伯国際アーチェリーランドや佐伯総合スポーツ公園、キャンプ場、ゴルフ場などのスポーツ・レクリエーション資源のほか、津和野街道石畳道、神楽団などの歴史文化資源や、温泉のある道の駅スパ羅漢などの多様な交流資源を有しています。</u></p> <p>イ 過疎の状況</p> <p>(ア) 過疎現象とその原因 (略)</p> <p>過疎化の要因としては、山間部という地理的条件に加え、生活利便施設や就業の場の不足など、様々なことが考えられます。本地域の少子高齢化の進行は深刻な状況にあり、小・中学校の児童・生徒数は年々減少しています。また、老年人口比率は令和2年に49.0%と、県の29.0%を大きく上回り、一層の過疎化の進行が懸念されます。</p>	<p>(新設)</p> <p>(ウ) 社会経済的条件 (略) (新設)</p> <p>イ 過疎の状況</p> <p>(ア) 過疎現象とその原因 (略)</p> <p>過疎化の要因としては、山間部という地理的条件に加え、生活利便施設や就業の場の不足など、様々なことが考えられます。本地域の少子高齢化の進行は深刻な状況にあり、小・中学校の児童・生徒数は年々減少しています。また、老年人口比率は平成27年に46.8%と、県の27.2%を大きく上回り、一層の過疎化の進行が懸念されます。</p>

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p>過疎化の要因としては、島しょ部という地理的条件に加え、航路という他の地域とは異なる公共交通体系の特殊性や、生活利便施設や多様な就業の場の不足、法的規制などにより、住宅環境の改善や新たな住宅用地の確保が極めて困難なことなど、様々なことが考えられます。本地域の少子高齢化の進行は深刻な状況にあり、小・中学校の児童・生徒数は年々減少しています。また、老年人口比率は令和2年に<u>45.7%</u>と、県の<u>29.0%</u>を大きく上回り、一層の過疎化の進行が懸念されます。</p> <p><u>佐伯地域においては、平成12年をピークに人口が減少し続けており、世帯数も平成17年から年々減少しています。その影響もあって、平成27年には、玖島小学校、浅原小学校が閉校となりました。</u></p> <p><u>過疎化の要因としては、地域内に集落地が点在しており、生活利便施設から離れていることや、通勤通学や沿岸部への交通利便性が低いことなどにより、転居・転出が増加していることが考えられます。本地域の少子高齢化の進行は深刻な状況にあり、小・中学校の児童・生徒数は年々減少しています。また、老年人口比率は令和2年に43.0%と、県の29.0%を大きく上回り、一層の過疎化の進行が懸念されます。</u></p>	<p>(略)</p> <p>過疎化の要因としては、島しょ部という地理的条件に加え、航路という他の地域とは異なる公共交通体系の特殊性や、生活利便施設や多様な就業の場の不足、法的規制などにより、住宅環境の改善や新たな住宅用地の確保が極めて困難なことなど、様々なことが考えられます。本地域の少子高齢化の進行は深刻な状況にあり、小・中学校の児童・生徒数は年々減少しています。また、老年人口比率は平成27年に<u>42.8%</u>と、県の<u>27.2%</u>を大きく上回り、一層の過疎化の進行が懸念されます。</p> <p>(新設)</p>
<p>(イ) 現在の課題と今後の見通し</p> <p>(略)</p> <p><u>佐伯地域は、昭和45年から昭和55年まで過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎地域に指定され、学校建設や道路改修等の公共施設の整備を進めました。その後、広島市を中心とした沿岸部のベッドタウンとして発展し、国道や県道の整備促進、簡易水道、町営住宅の整備など生活関連基盤や佐伯総合スポーツ公園などの教育・文化施設の整備、小学校跡地を活用した交流拠点施設の整備など、定住及び地域間交流の促進に向けた取組を推進してきました。</u></p> <p>しかしながら、今後も人口減少、少子高齢化の進行が懸念される中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための環境整備や、多様な主体との協働のもと、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図っていくことが必要です。</p>	<p>(イ) 現在の課題と今後の見通し</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>しかしながら、今後も人口減少、少子高齢化の進行が懸念される中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための環境整備や、多様な主体との協働のもと、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図っていくことが必要です。</p>

変更後															
(略)															
(2) 人口及び産業の推移と動向															
ア 人口の推移と動向															
令和2年の国勢調査では、本市の人口は <u>114,173</u> 人で、平成27年と比較し <u>0.6%</u> 減少しています。															
令和2年の国勢調査では、過疎地域（吉和・宮島・佐伯地域）の人口は、 <u>10,942</u> 人で、昭和55年の <u>14,309</u> 人と比較し、 <u>23.5%</u> も減少しています。															
また、昭和55年以降の人口推移を5年毎に比較すると、平成27年から令和2年までの5年間の減少率が <u>10.2%</u> と最も高い状況です。															
特に、年少人口（0歳～14歳）については、昭和55年の <u>2,932</u> 人から、令和2年には <u>849</u> 人に減少し、 <u>71.0%</u> という非常に高い減少率となっています。一方、老年人口（65歳以上）については、昭和55年の <u>2,220</u> 人から、令和2年には <u>4,777</u> 人と <u>115.2%</u> の増加率を示しており、高齢者比率も <u>15.5%</u> から <u>43.7%</u> と急速に高齢化が進行しています。															
表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)															
過疎地域															
区分	昭和55年			平成2年			平成17年			平成27年			令和2年		
	実数	人	増減率%	実数	人	増減率%									
総数	14,309	人	0.5	14,387	人	2.1	12,180	人	△17.1	10,942	人	△10.2			
0歳～14歳	2,932	人	△19.2	2,368	人	△23.6	1,091	人	△39.7	849	人	△22.2			
15歳～64歳	9,157	人	1.4	9,283	人	△4.1	6,408	人	△28.0	5,282	人	△17.6			
うち15歳～29歳(a)	2,436	人	△5.3	2,307	人	△13.1	1,336	人	△33.4	1,056	人	△21.0			
65歳以上(b)	2,220	人	23.2	2,736	人	45.7	4,658	人	16.8	4,777	人	2.6			
(a)/総数	17.0	%	-	16.0	%	-	11.0	%	-	9.7	%	-			
(b)/総数	15.5	%	-	19.0	%	-	38.2	%	-	43.7	%	-			

変更前															
(略)															
(2) 人口及び産業の推移と動向															
ア 人口の推移と動向															
平成27年の国勢調査では、本市の人口は <u>114,906</u> 人で、平成17年と比較し <u>0.5%</u> 減少しています。															
平成27年の国勢調査では、過疎地域（吉和・宮島_____地域）の人口は、 <u>2,290</u> 人で、昭和50年の <u>4,692</u> 人と比較し、 <u>約51%</u> も減少しています。															
また、昭和50年以降の人口推移を5年毎に比較すると、平成7年から平成12年までの5年間の減少率が <u>11.3%</u> と最も高く、以降、一貫して人口が減少しています。															
特に、年少人口（0歳～14歳）については、昭和50年の <u>860</u> 人から、平成27年には <u>195</u> 人に減少し、 <u>約77.3%</u> という非常に高い減少率となっています。一方、老年人口（65歳以上）については、昭和50年の <u>706</u> 人から、平成27年には <u>1,005</u> 人と <u>約42%</u> の増加率を示しており、高齢者比率も <u>15.0%</u> から <u>43.9%</u> と急速に高齢化が進行しています。															
表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)															
過疎地域															
区分	昭和35年			昭和50年			平成2年			平成17年			平成27年		
	実数	人	増減率%												
総数	6,915	人	△32.1	4,692	人	△21.0	3,708	人	△26.0	2,743	人	△16.5	2,290	人	△16.5
0歳～14歳	1,910	人	△55.0	860	人	△41.7	501	人	△54.3	229	人	△14.8	195	人	△14.8
15歳～64歳	4,434	人	△29.5	3,126	人	△25.4	2,331	人	△33.9	1,540	人	△29.4	1,087	人	△29.4
うち15歳～29歳(a)	1,720	人	△44.5	954	人	△40.6	567	人	△42.5	326	人	△26.1	241	人	△26.1
65歳以上(b)	571	人	23.6	706	人	24.1	876	人	11.1	973	人	3.3	1,005	人	3.3
(a)/総数	24.9	%	-	20.3	%	-	15.3	%	-	11.9	%	-	10.5	%	-
(b)/総数	8.3	%	-	15.0	%	-	23.6	%	-	35.5	%	-	43.9	%	-

変更後

廿日市市全体

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	76,592	101,630	32.7	115,530	13.7	114,906	△0.5	114,173	△0.6	
0歳～14歳	18,077	20,946	15.9	16,657	△20.5	15,070	△9.5	14,927	△0.9	
15歳～64歳	50,679	68,032	34.2	75,801	11.4	67,429	△11.0	63,443	△5.9	
うち15歳～29歳(a)	15,139	19,322	27.6	19,794	2.4	15,661	△20.9	14,542	△7.1	
65歳以上(b)	7,806	12,593	61.3	22,961	82.3	31,871	38.8	34,962	9.7	
(a)/総数 若年者比率	19.8	19.0	-	17.1	-	13.6	-	12.7	-	
(b)/総数 高齢者比率	10.2	12.4	-	19.9	-	27.7	-	30.6	-	

イ 産業の推移と動向

本市全体の就業人口は、昭和55年以降、増加傾向にありましたが、平成12年以降、ほぼ横ばいとなっています。

産業別の就業人口比率は、昭和55年には、第1次産業が7.9%、第3次産業が58.8%となっていました。その後、第1次産業は低下傾向、第3次産業は増加傾向を示す中、平成27年には、第1次産業は2.3%、第3次産業は71.0%となっています。

吉和地域の就業人口の総数は、平成27年の国勢調査では281人であり、昭和55年の695人に比べ、35年間で59.6%減少しています。

特に、第1次産業就業者数は、農業就業者を中心に79.6%と著しく減少し、就業人口比率も40.1%から20.3%と減少しています。一方、サービス業を主とする第3次産業就業者数は、ほぼ変わらず、就業人口比率は24.2%から65.5%と大きく増加しています。

宮島地域の就業人口の総数は、平成27年の国勢調査では994人であり、昭和55年の1,897人に比べ、35年間で47.6%減少しています。

中でも、製造業を主とする第2次産業就業者数は、79.5%と著しく減少しています。サービス業を主とする第3次産業就業者数についても、42.8%減少していますが、就業人口比率は77.2%から84.2%へと増加しています。

佐伯地域の就業人口の総数は、平成27年の国勢調査では4,965人であり、昭和55年の5,234人に比べ、5.1%減少しています。

変更前

廿日市市全体

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	49,417	65,284	32.1	101,630	55.7	115,530	13.7	114,906	△0.5	
0歳～14歳	14,348	15,100	5.2	20,946	38.7	16,657	△20.5	15,070	△9.5	
15歳～64歳	31,207	43,836	40.5	68,032	55.2	75,801	11.4	67,429	△11.0	
うち15歳～29歳(a)	12,209	15,135	24.0	19,322	27.7	19,794	2.4	15,661	△20.9	
65歳以上(b)	3,862	6,341	64.2	12,593	98.6	22,961	82.3	31,871	38.8	
(a)/総数 若年者比率	24.7	23.2	-	19.0	-	17.1	-	13.6	-	
(b)/総数 高齢者比率	7.8	9.7	-	12.4	-	19.9	-	27.7	-	

イ 産業の推移と動向

本市全体の就業人口は、昭和50年以降、増加傾向にありましたが、平成12年以降、ほぼ横ばいとなっています。

産業別の就業人口比率は、昭和50年には、第1次産業が約15%、第3次産業が約60%となっていました。その後、第1次産業は低下傾向、第3次産業は増加傾向を示す中、平成27年には、第1次産業は2.3%、第3次産業は71.0%となっています。

吉和地域の就業人口の総数は、平成27年の国勢調査では281人であり、昭和50年の688人に比べ、40年間で約60%減少しています。

特に、第1次産業就業者数は、農業就業者を中心に約84%と著しく減少し、就業人口比率も52.2%から20.3%と減少しています。一方、サービス業を主とする第3次産業就業者数は、ほぼ変わらず、就業人口比率は27.1%から65.5%と大きく増加しています。

宮島地域の就業人口の総数は、平成27年の国勢調査では994人であり、昭和50年の2,072人に比べ、40年間で約52%減少しています。

中でも、製造業を主とする第2次産業就業者数は、約85%と著しく減少しています。サービス業を主とする第3次産業就業者数についても、約44%減少していますが、就業人口比率は72.7%から84.2%へと増加しています。

(新設)

変更後

産業別の就業人口は、農業就業者を中心に第1次産業就業者数が63.6%と著しく減少し、就業人口比率も19.0%から7.3%と減少しています。一方、サービス業を主とする第3次産業就業者数は、24.9%増加し、就業人口比率も44.1%から58.1%と増加しています。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況

表1-2(1) 財政状況(地方財政状況調) (単位:千円)

廿日市市

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	43,253,070	47,803,496	68,627,347
一般財源	26,370,644	27,502,779	28,884,171
国庫支出金	5,627,210	5,916,444	21,952,482
都道府県支出金	2,784,352	2,632,547	3,734,630
地方債	4,937,148	6,173,780	7,934,087
うち過疎債	72,700	225,200	549,100
その他	3,533,716	5,577,946	6,121,977
歳出総額 B	41,885,392	47,177,310	67,648,606
義務的経費	21,728,262	24,718,099	26,142,451
投資的経費	5,433,093	6,991,578	11,565,427
うち普通建設事業	5,347,345	6,985,287	11,521,323
その他	14,724,037	15,467,633	29,940,728
過疎対策事業費	405,389	586,356	890,968
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,367,678	626,186	978,741
翌年度へ繰越すべき財源 D	109,172	115,701	840,705
実質収支 C-D	1,258,506	510,485	138,036
財政力指数	0.715	0.653	0.633
公債費負担比率	18.8%	23.3%	16.6%
実質公債費比率	11.8%	9.0%	4.6%
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	92.6%	95.4%	94.0%
将来負担比率	111.3%	64.8%	80.7%
地方債現在高	54,764,051	55,741,374	70,322,728

変更前

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況

表1-2(1) 財政状況(地方財政状況調) (単位:千円)

廿日市市

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	43,253,070	47,803,496	56,165,270
一般財源	26,370,644	27,502,779	28,314,850
国庫支出金	5,627,210	5,916,444	6,758,638
都道府県支出金	2,784,352	2,632,547	3,323,004
地方債	4,937,148	6,173,780	11,134,638
うち過疎債	72,700	225,200	581,000
その他	3,533,716	5,577,946	6,634,140
歳出総額 B	41,885,392	47,177,310	55,522,084
義務的経費	21,728,262	24,718,099	24,630,084
投資的経費	5,433,093	6,991,578	10,670,511
うち普通建設事業	5,347,345	6,985,287	10,616,422
その他	14,724,037	15,467,633	20,221,489
過疎対策事業費	405,389	586,356	2,554,229
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,367,678	626,186	643,186
翌年度へ繰越すべき財源 D	109,172	115,701	474,631
実質収支 C-D	1,258,506	510,485	168,555
財政力指数	0.715	0.653	0.642
公債費負担比率	18.8%	23.3%	16.0%
実質公債費比率	11.8%	9.0%	4.7%
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	92.6%	95.4%	93.8%
将来負担比率	111.3%	64.8%	74.7%
地方債現在高	54,764,051	55,741,374	67,972,324

変更後							変更前																																																																																																																													
<p>イ 施設整備水準の現況 (略)</p> <p>過疎地域内生活道路については、昭和55年度末において改良率<u>35.1%</u>、舗装率<u>54.8%</u>であったものが、令和2年度末には改良率<u>53.1%</u>、舗装率<u>88.5%</u>となっています。しかしながら、本市全体と比較してみても、整備水準はまだ低い状況にあり、今後も計画的に整備を推進していく必要があります。</p> <p>水道普及率については、昭和55年度末に<u>78.2%</u>であったものが令和2年度末には<u>81.9%</u>に、水洗化率については、昭和55年度末に<u>19.3%</u>であったものが令和2年度末には<u>81.8%</u>となっており、着実に整備を進めていますが、本市全体と比較し整備水準はまだ低い状況にあるため、今後も計画的に整備を推進していく必要があります。</p> <p>表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況</p> <p style="text-align: right;">過疎地域</p>							<p>イ 施設整備水準の現況 (略)</p> <p>過疎地域内生活道路については、昭和55年度末において改良率<u>36.7%</u>、舗装率<u>59.6%</u>であったものが、令和元年度末には改良率<u>69.8%</u>、舗装率<u>84.2%</u>となっています。しかしながら、本市全体と比較してみても、整備水準はまだ低い状況にあり、今後も計画的に整備を推進していく必要があります。</p> <p>簡易水道事業による水道普及率_____は、これまでの整備により、高い状況にあります。水洗化率についても、吉和地域においては特定環境保全公共下水道事業により、宮島地域においては公共下水道事業により、<u>96.5%</u>と高い状況にあります。</p> <p>表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況</p> <p style="text-align: right;">過疎地域</p>																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>昭和55年度末</th> <th>平成2年度末</th> <th>平成12年度末</th> <th>平成22年度末</th> <th>令和2年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 町 村 道改良率 (%)</td> <td>35.1</td> <td>31.2</td> <td>38.0</td> <td>52.0</td> <td>53.1</td> </tr> <tr> <td>舗 装 率 (%)</td> <td>54.8</td> <td>82.7</td> <td>88.1</td> <td>87.8</td> <td>88.5</td> </tr> <tr> <td>農 道 延 長 (m)</td> <td>36,524</td> <td>50,597</td> <td>58,301</td> <td>66,039</td> <td>57,887</td> </tr> <tr> <td>耕地1ha当たり農道延長 (m)</td> <td>34.7</td> <td>51.2</td> <td>60.2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>林 道 延 長 (m)</td> <td>119,476</td> <td>180,492</td> <td>177,880</td> <td>151,378</td> <td>158,033</td> </tr> <tr> <td>林野1ha当たり林道延長 (m)</td> <td>7.1</td> <td>11.4</td> <td>10.4</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水 道 普 及 率 (%)</td> <td>78.2</td> <td>81.0</td> <td>76.8</td> <td>76.2</td> <td>81.9</td> </tr> <tr> <td>水 洗 化 率 (%)</td> <td>19.3</td> <td>34.3</td> <td>50.6</td> <td>87.1</td> <td>81.8</td> </tr> <tr> <td>人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)</td> <td>6.8</td> <td>11.7</td> <td>10.8</td> <td>16.8</td> <td>19.0</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	市 町 村 道改良率 (%)	35.1	31.2	38.0	52.0	53.1	舗 装 率 (%)	54.8	82.7	88.1	87.8	88.5	農 道 延 長 (m)	36,524	50,597	58,301	66,039	57,887	耕地1ha当たり農道延長 (m)	34.7	51.2	60.2	—	—	林 道 延 長 (m)	119,476	180,492	177,880	151,378	158,033	林野1ha当たり林道延長 (m)	7.1	11.4	10.4	—	—	水 道 普 及 率 (%)	78.2	81.0	76.8	76.2	81.9	水 洗 化 率 (%)	19.3	34.3	50.6	87.1	81.8	人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	6.8	11.7	10.8	16.8	19.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>昭和55年度末</th> <th>平成2年度末</th> <th>平成12年度末</th> <th>平成22年度末</th> <th>令和元年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 町 村 道改良率 (%)</td> <td>36.7</td> <td>58.6</td> <td>56.8</td> <td>70.3</td> <td>69.8</td> </tr> <tr> <td>舗 装 率 (%)</td> <td>59.6</td> <td>78.2</td> <td>84.3</td> <td>83.7</td> <td>84.2</td> </tr> <tr> <td>農 道 延 長 (m)</td> <td>8,115</td> <td>12,577</td> <td>10,896</td> <td>11,306</td> <td>11,311</td> </tr> <tr> <td>耕地1ha当たり農道延長 (m)</td> <td>40.0</td> <td>59.0</td> <td>52.6</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>林 道 延 長 (m)</td> <td>49,974</td> <td>97,187</td> <td>96,563</td> <td>71,525</td> <td>79,176</td> </tr> <tr> <td>林野1ha当たり林道延長 (m)</td> <td>6.0</td> <td>13.2</td> <td>13.3</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水 道 普 及 率 (%)</td> <td>99.7</td> <td>99.4</td> <td>99.5</td> <td>95.5</td> <td>96.2</td> </tr> <tr> <td>水 洗 化 率 (%)</td> <td>38.8</td> <td>77.6</td> <td>77.6</td> <td>95.0</td> <td>96.5</td> </tr> <tr> <td>人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	市 町 村 道改良率 (%)	36.7	58.6	56.8	70.3	69.8	舗 装 率 (%)	59.6	78.2	84.3	83.7	84.2	農 道 延 長 (m)	8,115	12,577	10,896	11,306	11,311	耕地1ha当たり農道延長 (m)	40.0	59.0	52.6	—	—	林 道 延 長 (m)	49,974	97,187	96,563	71,525	79,176	林野1ha当たり林道延長 (m)	6.0	13.2	13.3	—	—	水 道 普 及 率 (%)	99.7	99.4	99.5	95.5	96.2	水 洗 化 率 (%)	38.8	77.6	77.6	95.0	96.5	人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末																																																																																																																															
市 町 村 道改良率 (%)	35.1	31.2	38.0	52.0	53.1																																																																																																																															
舗 装 率 (%)	54.8	82.7	88.1	87.8	88.5																																																																																																																															
農 道 延 長 (m)	36,524	50,597	58,301	66,039	57,887																																																																																																																															
耕地1ha当たり農道延長 (m)	34.7	51.2	60.2	—	—																																																																																																																															
林 道 延 長 (m)	119,476	180,492	177,880	151,378	158,033																																																																																																																															
林野1ha当たり林道延長 (m)	7.1	11.4	10.4	—	—																																																																																																																															
水 道 普 及 率 (%)	78.2	81.0	76.8	76.2	81.9																																																																																																																															
水 洗 化 率 (%)	19.3	34.3	50.6	87.1	81.8																																																																																																																															
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	6.8	11.7	10.8	16.8	19.0																																																																																																																															
区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末																																																																																																																															
市 町 村 道改良率 (%)	36.7	58.6	56.8	70.3	69.8																																																																																																																															
舗 装 率 (%)	59.6	78.2	84.3	83.7	84.2																																																																																																																															
農 道 延 長 (m)	8,115	12,577	10,896	11,306	11,311																																																																																																																															
耕地1ha当たり農道延長 (m)	40.0	59.0	52.6	—	—																																																																																																																															
林 道 延 長 (m)	49,974	97,187	96,563	71,525	79,176																																																																																																																															
林野1ha当たり林道延長 (m)	6.0	13.2	13.3	—	—																																																																																																																															
水 道 普 及 率 (%)	99.7	99.4	99.5	95.5	96.2																																																																																																																															
水 洗 化 率 (%)	38.8	77.6	77.6	95.0	96.5																																																																																																																															
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																															

変更後							変更前						
廿日市市全体							廿日市市全体						
区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末		区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	
市 町 村 道 改 良 率 (%)	59.1	64.4	70.6	75.3	76.2		市 町 村 道 改 良 率 (%)	59.1	64.4	70.6	75.3	76.2	
舗 装 率 (%)	70.3	90.2	94.2	94.7	95.1		舗 装 率 (%)	70.3	90.2	94.2	94.7	95.1	
農 道 延 長 (m)	66,790	67,453	72,063	79,796	76,051		農 道 延 長 (m)	66,790	67,453	72,063	79,796	76,049	
耕地1ha当たり農道延長 (m)	43.8	48.6	53.4	—	—		耕地1ha当たり農道延長 (m)	43.8	48.6	53.4	—	—	
林 道 延 長 (m)	170,835	229,243	224,125	195,807	202,381		林 道 延 長 (m)	170,835	229,243	224,125	195,807	202,381	
林野1ha当たり林道延長 (m)	7.9	11.8	10.8	—	—		林野1ha当たり林道延長 (m)	7.9	11.8	10.8	—	—	
水 道 普 及 率 (%)	88.7	92.0	94.5	94.6	95.5		水 道 普 及 率 (%)	88.7	92.0	94.5	94.6	95.4	
水 洗 化 率 (%)	48.0	70.2	81.3	82.9	92.6		水 洗 化 率 (%)	48.0	70.2	81.3	74.6	92.4	
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	12.9	16.9	18.7	15.3	14.2		人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	12.9	16.9	18.7	15.3	14.2	
(4) 地域の持続的発展の基本方針							(4) 地域の持続的発展の基本方針						
ア・イ (略)							ア・イ (略)						
ウ 地域特性に応じたまちづくりの推進 (略) <u>(佐伯地域：水と緑の交流ゾーン)</u> 水と緑の交流ゾーンは、内陸部を対象とし、豊かな自然、スポーツ施設を 生かしたレクリエーションや癒しの場としての機能を持っています。 都市との近接性を生かし、キャンプ場等を利用したアウトドア体験が気 軽にできるほか、地域内のスポーツ施設やプロスポーツチームと連携し、 スポーツを中心とした地域の活性化を進めます。また、川と緑などの豊か な自然環境や農産物などの地域資源を有効に活用し、地域内外の交流も進 めます。							ウ 地域特性に応じたまちづくりの推進 (略) (新設)						
エ (略)							エ (略)						
(5) 地域の持続的発展のための基本目標							(5) 地域の持続的発展のための基本目標						
ア 人口に関する目標 (略) 過疎地域(吉和・宮島・佐伯地域)については、人口減少を緩やかにす							ア 人口に関する目標 (略) 過疎地域(吉和・宮島_____地域)については、人口減少を緩やかにす						

変更後	変更前
<p>ることを目的に、前回国勢調査時の減少率を下回ることを目標とします。</p> <p>(7) 計画期間 (略) ただし、令和4年4月1日に過疎地域とみなされる区域となった佐伯地域(旧佐伯町の区域)は、令和4年度から令和7年度までの4年間(以下同様)。</p> <p>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>(1) 現況と問題点 ア 移住・定住・地域間交流の促進 (略) しかしながら、島しょ部、山間部に位置する宮島地域、吉和地域及び佐伯地域では、市内他地域と比較し、<u>少子高齢化が進行しており、人口減少にも歯止めがかかっていない状況にあり、県立佐伯高等学校の再編や地域活力の低下が懸念されます。</u> (略)</p> <p>(2) その対策 ア 移住・定住・地域間交流の促進 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>県立佐伯高等学校の存続に向けて、同校の魅力化を促進するため、教育活動や部活動、下宿・通学に対する支援を行います。</u> ○ (略) ○ <u>スポーツイベントを誘致し、市内外からイベントに参加する人やイベントを観覧する人を誘客することで、地域間交流の促進を図ります。</u></p> <p>イ 人材育成 ○ (略) ○ (略) ○ 吉和・佐伯地域において、事業者の人材確保や、事業活動の維持・成長を図るための連携先の発掘を支援します。 ○ (略)</p>	<p>ることを目的に、前回国勢調査時の減少率を下回ることを目標とします。</p> <p>(7) 計画期間 (略) (新設)</p> <p>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>(1) 現況と問題点 ア 移住・定住・地域間交流の促進 (略) しかしながら、島しょ部、山間部に位置する宮島地域と吉和地域_____では、市内他地域と比較し、_____高年齢化率が高いことや、人口減少にも歯止めがかかっていない状況にあり、_____地域活力の低下が懸念されます。 (略)</p> <p>(2) その対策 ア 移住・定住・地域間交流の促進 ○ (略) ○ (略) ○ (略) (新設) ○ (略) (新設)</p> <p>イ 人材育成 ○ (略) ○ (略) ○ 吉和_____地域において、事業者の人材確保や、事業活動の維持・成長を図るための連携先の発掘を支援します。 ○ (略)</p>

変更後					変更前					
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	シティプロモーション事業 WebやTVCM等、メディアを活用した魅力の発信PRイベントへの出展等を行う。	廿日市市		1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	シティプロモーション事業 WebやTVCM等、メディアを活用した魅力の発信PRイベントへの出展等を行う。	廿日市市		
		空き家対策推進事業 空き家の多様な活用、空き家情報の提供・相談体制の充実を図る。	廿日市市				空き家対策推進事業 空き家の多様な活用、空き家情報の提供・相談体制の充実を図る。	廿日市市		
		中山間地域振興事業 定住者向けに住宅購入補助を行う。	廿日市市				中山間地域振興事業 定住者向けに住宅購入補助を行う。	廿日市市		
		<u>中山間地域振興事業</u> <u>県立佐伯高等学校の魅力化や下宿・通学に対する支援を行う。</u>	廿日市市				(新設)			
	地域間交流	中山間地域振興事業 地域内外の回遊促進を図る。	廿日市市			地域間交流	中山間地域振興事業 地域内外の回遊促進を図る。	廿日市市		
		<u>スポーツ推進事業</u> <u>トップアスリートによるスポーツ教室、プロスポーツチームとの連携事業などを行う。</u>	廿日市市				(新設)	(新設)		
	人材育成	中山間地域振興事業 地域おこし協力隊制度等を活用した外部人材の活用や、地域内事業者の働き手や連携先の発掘を支援する。	廿日市市			人材育成	中山間地域振興事業 地域おこし協力隊制度等を活用した外部人材の活用や、地域内事業者の働き手や連携先の発掘を支援する。	廿日市市		
		宮島まちづくり推進事業 「島づくり」組織の設立・活動に対する支援を行う。	廿日市市				宮島まちづくり推進事業 「島づくり」組織の設立・活動に対する支援を行う。	廿日市市		

変更後	変更前
<p>3 産業の振興</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア 農業</p> <p>本市内では、沿岸部から山間部にかけて多彩な農業が展開されていますが、<u>その経営面積の多くは吉和・佐伯地域が中心の水田農業となっています。</u></p> <p><u>特に、まとまった水田を生かし、法人化による効率的な稲作経営や農作業受託が展開され、冷涼な気候を生かした軟弱野菜の生産拡大にも取り組んでいます。</u></p> <p>一方で、米価低迷や高齢化による担い手不足が進んでおり、<u>産地や地域を支える担い手の育成及び農地・農業用施設を維持継承する取組が必要です。</u></p> <p><u>さらに、都市沿岸部と中山間地域との近接性を生かし、交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮を促し、農業に対する市民の理解を深めることで、「地産地消」を起点に持続可能な農業・農村づくりへの取組を進めることが必要です。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 商業</p> <p>国際観光地である宮島地域では、宿泊・飲食等を中心とする観光関連産業が主たる産業となっており、吉和・佐伯地域にも観光関連施設が立地していますが、地域のおかれた状況は大きく異なります。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 観光又はレクリエーション</p> <p>(略)</p> <p><u>佐伯地域には、佐伯総合スポーツ公園、乗馬クラブ、アーチェリーやキャンプ場等のスポーツ・レクリエーション施設、観光農園、津和野街道石畳道、神楽団など自然・歴史文化資源、温泉のある道の駅スパ羅漢があります。</u></p> <p><u>このような、自然の中でのスポーツや観光農園・歴史文化を生かした体験・交流を促進することで、地域の活性化を図っていく必要があります。</u></p>	<p>3 産業の振興</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア 農業</p> <p>本市内では、沿岸部から山間部にかけて多彩な農業が展開されていますが、<u>山間部に位置する吉和地域では、</u></p> <p><u>まとまった水田を生かし、法人化による効率的な稲作経営</u></p> <p><u>が展開され、冷涼な気候を生かした軟弱野菜の生産</u></p> <p><u>にも取り組んでいます。</u></p> <p>一方で、米価低迷や高齢化による担い手不足が進んでおり、<u>農業経営基盤の強化とともに、農地や農村環境を維持していく</u></p> <p><u>取組が必要です。</u></p> <p><u>また、都市沿岸部と中山間地域との近接性を生かした、生活・消費・実需の「連携」を軸とした</u></p> <p><u>地産地消</u></p> <p><u>の取組を進めることが必要です。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 商業</p> <p>国際観光地である宮島地域では、宿泊・飲食等を中心とする観光関連産業が主たる産業となっており、吉和</p> <p>地域にも観光関連施設が立地していますが、地域のおかれた状況は大きく異なります。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 観光又はレクリエーション</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

変更後					変更前																														
ケ (略) (2) その対策 ア 農業 ○ ICTなど新たな技術の導入、農地の集積、生産基盤の整備、人材の確保・育成、資金の支援などを行い、地域農業をリードする経営力の高い担い手や地域を支える多様な担い手の育成・確保を図ります。 ○ (略) ○ (略) イ～キ (略) ク 観光又はレクリエーション ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>佐伯地域においては、観光交流施設の適切な管理運営を図りつつ、豊かな自然、温泉、スポーツ資源等を生かした体験交流地域づくりを進めます。</u> ケ (略)					ケ (略) (2) その対策 ア 農業 ○ ICTなど新たな技術の導入、農地の集積、生産基盤の整備、人材の確保____、資金の支援などを行い、地域農業をリードする経営力の高い担い手や地域を支える多様な担い手の育成・確保を図ります。 ○ (略) ○ (略) イ～キ (略) ク 観光又はレクリエーション ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) (新設) ケ (略)																														
(3) 計画（令和3年度～令和7年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2 産 業 の 振 興</td> <td rowspan="2">(1)基盤整備 農業</td> <td>農道水路維持管理事業</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>農業振興事業 (中央水路の整備)</u></td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	2 産 業 の 振 興	(1)基盤整備 農業	農道水路維持管理事業	廿日市市		<u>農業振興事業 (中央水路の整備)</u>	廿日市市		(3) 計画（令和3年度～令和7年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2 産 業 の 振 興</td> <td rowspan="2">(1)基盤整備 農業</td> <td>農道水路維持管理事業</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	2 産 業 の 振 興	(1)基盤整備 農業	農道水路維持管理事業	廿日市市		(新設)	(新設)	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																															
2 産 業 の 振 興	(1)基盤整備 農業	農道水路維持管理事業	廿日市市																																
		<u>農業振興事業 (中央水路の整備)</u>	廿日市市																																
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																															
2 産 業 の 振 興	(1)基盤整備 農業	農道水路維持管理事業	廿日市市																																
		(新設)	(新設)																																

変更後					変更前					
	林業	林道整備事業 大向長者原線 小川線 魚切線 頓原迫谷線 悪谷線 玖島川末線 太田川林業基幹線	廿日市市		林業	林道整備事業 大向長者原線 小川線 魚切線 頓原迫谷線 (新設)	廿日市市			
		林道維持管理事業	廿日市市			(新設)	(新設)			
		造林保育事業	廿日市市			造林保育事業	廿日市市			
	水産業	漁船巻揚施設維持管理事業	廿日市市		水産業	漁船巻揚施設維持管理事業	廿日市市			
	(4)地場産業の 振興	加工施設	木材利用促進事業	廿日市市		(新設)				
	(5)企業誘致		中山間地域振興事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市		(新設)	(新設)	(新設)		
	(9)観光又はレ クリエーショ ン		観光おもてなし向上事業 (観光サインの整備)	廿日市市		(9)観光又はレ クリエーショ ン	観光おもてなし向上事業 (観光サインの整備)	廿日市市		
			スパ羅漢管理事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市			(新設)	(新設)		
			岩倉ファームパーク管理事業	廿日市市			(新設)	(新設)		
			公園維持管理事業 (宮島公衆トイレ改修)	廿日市市 (広島県)			公園維持管理事業 (宮島公衆トイレ改修)	廿日市市 (広島県)		
	(10)過疎地域持 続的発展特別 事業 第1次産業		担い手経営基盤強化事業 担い手への研修や経営基盤強 化支援等を行い、担い手の育成を 図る。 <u>また、産地や地域を担っていく 新規就農者を育成・確保する。</u>	廿日市市		(10)過疎地域持 続的発展特別 事業 第1次産業	担い手経営基盤強化事業 担い手への研修や経営基盤強 化支援等を行い、担い手の育成を 図る。	廿日市市		
			地産地消推進事業 農産物生産者と実需者をつな	廿日市市			地産地消推進事業 農産物生産者と実需者をつな	廿日市市		

変更後					変更前				
			ぎ、地元農産物に新たな付加価値を持たせ、地産地消を推進するとともに、消費者に市産品をPRし、地産地消の機運を醸成する。また、捕獲鳥獣の資源化を図る。				ぎ、地元農産物に新たな付加価値を持たせ、地産地消を推進するとともに、消費者に市産品をPRし、地産地消の機運を醸成する。また、捕獲鳥獣の資源化を図る。		
			農地保全対策事業 ICTによる地域農業・農地保全調査や、農地保全対策事業補助金、農作業受託組織等体制整備支援事業補助金を交付する。	廿日市市			農地保全対策事業 ICTによる地域農業・農地保全調査や、農地保全対策事業補助金、農作業受託組織等体制整備支援事業補助金を交付する。	廿日市市	
			林業人材育成事業 森林の仕事ガイダンスへの出展や林業従事者へのパンフレット作成、林業関係機械購入への補助を行う。	廿日市市			林業人材育成事業 森林の仕事ガイダンスへの出展や林業従事者へのパンフレット作成、林業関係機械購入への補助を行う。	廿日市市	
			有害鳥獣被害対策事業 野生鳥獣による農作物や人身等への被害の軽減を図る。	廿日市市			有害鳥獣被害対策事業 野生鳥獣による農作物や人身等への被害の軽減を図る。	廿日市市	
			水産業振興事業 内水面漁業振興対策事業補助金、内水面遊漁対策事業補助金を交付する。	廿日市市			水産業振興事業 内水面漁業振興対策事業補助金、内水面遊漁対策事業補助金を交付する。	廿日市市	
	商工業・6次産業化		伝統産業振興事業 後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行う。	廿日市市			伝統産業振興事業 後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行う。	廿日市市	
	観光		観光おもてなし向上事業 宮島島内における観光客の受け入れ環境の充実を図る。	廿日市市			観光おもてなし向上事業 宮島島内における観光客の受け入れ環境の充実を図る。	廿日市市	
			観光誘客強化事業 関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに、新たなコンテンツを掘り起こし、情報発信を行う。	廿日市市			観光誘客強化事業 関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに、新たなコンテンツを掘り起こし、情報発信を行う。	廿日市市	

変更後					変更前																														
<p>推進していく必要があります。</p> <p>(2) その対策</p> <p>ア 情報通信技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ 高齢化が進む中、市民間の情報格差（デジタル・ディバイド）の解消に向けた取組や、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及・利活用を推進します。 <p>イ (略)</p> <p>(3) 計画（令和3年度～令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3 地域 における情報 化</td> <td rowspan="2">(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 デジタル技術活 用</td> <td><u>デジタル化推進事業</u> デジタルの専門知識を有する 民間の外部人材を配置し、デジ タル技術を活用した暮らし続け られる地域社会への取組や地域課 題の解決に取り組む。</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災情報システム管理事業 避難誘導アプリの導入により 市民の速やかな避難行動を支援 する。</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	3 地域 における情報 化	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 デジタル技術活 用	<u>デジタル化推進事業</u> デジタルの専門知識を有する 民間の外部人材を配置し、デジ タル技術を活用した暮らし続け られる地域社会への取組や地域課 題の解決に取り組む。	廿日市市		防災情報システム管理事業 避難誘導アプリの導入により 市民の速やかな避難行動を支援 する。	廿日市市		<p>推進していく必要があります。</p> <p>(2) その対策</p> <p>ア 情報通信技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ 高齢化が進む中、市民間の情報格差（デジタル・ディバイド）の解消に向けた取組_____を推進します。 <p>イ (略)</p> <p>(3) 計画（令和3年度～令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3 地域 における情報 化</td> <td rowspan="2">(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 デジタル技術活 用</td> <td><u>企画調整事業</u> デジタルの専門知識を有する 民間の外部人材を配置し、デジ タル技術を_____生かし た市民サービスの向上や地域課 題の解決に取り組む。</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災情報システム管理事業 避難誘導アプリの導入により 市民の速やかな避難行動を支援 する。</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	3 地域 における情報 化	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 デジタル技術活 用	<u>企画調整事業</u> デジタルの専門知識を有する 民間の外部人材を配置し、デジ タル技術を_____生かし た市民サービスの向上や地域課 題の解決に取り組む。	廿日市市		防災情報システム管理事業 避難誘導アプリの導入により 市民の速やかな避難行動を支援 する。	廿日市市	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																															
3 地域 における情報 化	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 デジタル技術活 用	<u>デジタル化推進事業</u> デジタルの専門知識を有する 民間の外部人材を配置し、デジ タル技術を活用した暮らし続け られる地域社会への取組や地域課 題の解決に取り組む。	廿日市市																																
		防災情報システム管理事業 避難誘導アプリの導入により 市民の速やかな避難行動を支援 する。	廿日市市																																
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																															
3 地域 における情報 化	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 デジタル技術活 用	<u>企画調整事業</u> デジタルの専門知識を有する 民間の外部人材を配置し、デジ タル技術を_____生かし た市民サービスの向上や地域課 題の解決に取り組む。	廿日市市																																
		防災情報システム管理事業 避難誘導アプリの導入により 市民の速やかな避難行動を支援 する。	廿日市市																																
<p>5 交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 交通対策</p> <p>バス交通は、広島市の都心と吉和地域を結ぶルートや、廿日市市内の鉄道駅を起終点とし、_____内陸部・山間部を結ぶ_____ルートの路線バスが運行されています。しかし、便数が少なかったり、採算がとれない状況であり、これら路線の維持・確保が求められています。</p>					<p>5 交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 交通対策</p> <p>バス交通は、広島市の都心_____や廿日市市内の鉄道駅を起終点とし、沿岸部のルートと内陸部・山間部とを連絡するルートの路線バスが運行されています。しかし、不採算路線や便数が少ない路線が_____あり、これら路線の維持・確保が求められています。</p>																														

変更後					変更前				
通手段 の確保	橋りょう	道路整備事業 市道大元多々線 市道小原砂田線	廿日市市		橋りょう	道路整備事業 市道大元多々線 (新設)	廿日市市		
		道路維持管理事業 市道大元多々良線(隧道補修)	廿日市市			道路維持管理事業 市道大元多々良線(隧道補修)	廿日市市		
		歩道整備事業 市道市垣内細井原線	廿日市市			歩道整備事業 市道市垣内細井原線	廿日市市		
		橋りょう維持管理事業	廿日市市			橋りょう維持管理事業	廿日市市		
	(2)農道	農道水路維持管理事業(再掲)	廿日市市		(2)農道	農道水路維持管理事業(再掲)	廿日市市		
	(3)林道	林道整備事業(再掲)	廿日市市		(3)林道	林道整備事業(再掲)	廿日市市		
	(9)過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	民間バス路線運行維持事業 民間路線バス(広電バス津田 線・メイプルライナー)の運行支 援。	廿日市市		(9)過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	民間バス路線運行維持事業 民間路線バス(_____ _____メイプルライナー)の運行支 援。	廿日市市		
		自主運行バス運営事業 生活交通である各地域の自主 運行バスを運行する。	廿日市市			自主運行バス運営事業 生活交通である各地域の自主 運行バスを運行する。	廿日市市		
		地域主体型交通運行支援事業 地域が主体となっていく生活 交通の運行を支援する。	廿日市市			地域主体型交通運行支援事業 地域が主体となっていく生活 交通の運行を支援する。	廿日市市		
		宮島航路維持負担金 生活交通手段を確保するため、 宮島航路運航負担に対する支援 を行う。	廿日市市			宮島航路維持負担金 生活交通手段を確保するため、 宮島航路運航負担に対する支援 を行う。	廿日市市		

変更後					変更前				
	その他	高齢者運転免許自主返納支援事業 高齢者の運転免許の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図る。	廿日市市			その他	高齢者運転免許自主返納支援事業 高齢者の運転免許の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図る。	廿日市市	
	(10)その他	国・県道整備負担金	廿日市市 (広島県)			(10)その他	国・県道整備負担金	廿日市市 (広島県)	
6 生活環境の整備 (1) 現況と問題点 ア 上下水道 _____水道事業及び下水道事業の着実な実施により水道普及率、水洗化率ともに増加して_____いますが、今後も計画的に整備を推進していく必要があります。 また、整備済みの施設において老朽化が進んでいる施設があり、効率的な維持・補修・更新が必要です。 イ・ウ (略) エ 公園 市民が休息、運動、コミュニティ活動などの場として身近に利用できる公園については、宮島地域は風致公園が、佐伯地域は運動公園が大部分を占め、吉和地域は都市計画区域外にある公園となっています。こうした地域の異なる状況を踏まえながら、良好な公園の維持・充実を図っていく必要があります。 オ 地域生活インフラの維持・確保 人口減少や高齢化の進行により、商店の撤退や食料品等の日常の買い物が困難となる買い物弱者が、今後増加することが懸念されます。また、自家用車等の燃料だけではなく、店舗経営や日常生活に欠かせない灯油購入など、地域の燃料供給拠点である給油所は、吉和・宮島地域には各1箇所、佐伯地域には3箇所という現状にあります。これら地域生活を支える重要なインフラの維持・確保に努めていく必要があります。					6 生活環境の整備 (1) 現況と問題点 ア 上下水道 簡易水道事業及び下水道事業_____により水道普及率、水洗化率ともに高い整備率となっていますが、_____ _____老朽化が進んでいる施設があり、効率的な維持・補修・更新が必要です。 イ・ウ (略) エ 公園 市民が休息、運動、コミュニティ活動などの場として身近に利用できる公園については、宮島地域は風致公園が_____大部分を占め、吉和地域は都市計画区域外にある公園となっています。こうした地域の異なる状況を踏まえながら、良好な公園の維持・充実を図っていく必要があります。 オ 地域生活インフラの維持・確保 人口減少や高齢化の進行により、商店の撤退や食料品等の日常の買い物が困難となる買い物弱者が、今後増加することが懸念されます。また、自家用車等の燃料だけではなく、店舗経営や日常生活に欠かせない灯油購入など、地域の燃料供給拠点である給油所は、吉和・宮島地域には各1箇所_____という現状にあります。これら地域生活を支える重要なインフラの維持・確保に努めていく必要があります。				

変更後					変更前				
(2) その対策 ア 上下水道 <input type="checkbox"/> 安全な水を安定的に供給することや <u>生活環境の改善</u> 、公共用水域の水質保全を持続するため、生活基盤施設である上下水道について、効率的かつ計画的な老朽化対策等を行います。 イ 消防・防災 <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> <u>消防・防災拠点施設としての機能強化を図るため、施設が狭あい化・老朽化した佐伯消防署を再整備します。</u> <input type="checkbox"/> (略) ウ～オ (略)					(2) その対策 ア 上下水道 <input type="checkbox"/> 安全な水を安定的に供給することや_____公共用水域の水質保全を持続するため、生活基盤施設である上下水道について、効率的かつ計画的な老朽化対策等を行います。 イ 消防・防災 <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略) (新設) <input type="checkbox"/> (略) ウ～オ (略)				
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活 環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道整備事業	廿日市市		5 生活 環境の 整備	(1)水道施設 (新設)	(新設)	(新設)	
		簡易水道	簡易水道整備事業	廿日市市			簡易水道整備事業	廿日市市	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	廿日市市		(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	廿日市市		
		(5)消防施設	消防通信施設維持管理事業	廿日市市		(5)消防施設	消防通信施設維持管理事業	廿日市市	
	消防車両整備事業	廿日市市	消防車両整備事業	廿日市市					
	消防団車庫整備事業	廿日市市	消防団車庫整備事業	廿日市市					
	消防水利施設整備事業	廿日市市	消防水利施設整備事業	廿日市市					

変更後					変更前				
		(6)公営住宅	市営住宅等改修事業	廿日市市		(6)公営住宅	市営住宅等改修事業	廿日市市	
		(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	吉和地域消防事務委託負担金 吉和地域の常備消防を広島市に委託し、地域の防災に備える。	廿日市市		(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	吉和地域消防事務委託負担金 吉和地域の常備消防を広島市に委託し、地域の防災に備える。	廿日市市	
			消防団活動運営事業 消防団への入団を促進し、地域防災力の維持、向上を図る。	廿日市市			消防団活動運営事業 消防団への入団を促進し、地域防災力の維持、向上を図る。	廿日市市	
			自主防災活動推進事業 地域の防災力を強化するため。自主防災活動の費用を補助する。	廿日市市			自主防災活動推進事業 地域の防災力を強化するため。自主防災活動の費用を補助する。	廿日市市	
		その他	自然公園一般事業 自然環境の保全、快適な環境整備及び観光振興を推進するため、宮島公園の環境を保全する。	廿日市市		その他	自然公園一般事業 自然環境の保全、快適な環境整備及び観光振興を推進するため、宮島公園の環境を保全する。	廿日市市	
		(10)その他	急傾斜地崩壊対策負担金	廿日市市 (広島県)		(10)その他	急傾斜地崩壊対策負担金	廿日市市 (広島県)	
			<u>公園整備事業</u> <u>(遊具改修ほか)</u>	<u>廿日市市</u>			(新設)	(新設)	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点 ア・イ (略) ウ 高齢者・障がい者福祉 吉和・宮島・ <u>佐伯</u> 地域の高齢化率は、本市平均を大きく上回っており、2025年問題など高齢化への対応が喫緊の課題となっている中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の実情を踏まえた取組が必要です。 (略)					7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点 ア・イ (略) ウ 高齢者・障がい者福祉 吉和・宮島_____地域の高齢化率は、本市平均を大きく上回っており、2025年問題など高齢化への対応が喫緊の課題となっている中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の実情を踏まえた取組が必要です。 (略)				
8 医療の確保					8 医療の確保				

変更後	変更前
<p>(1) 現況と問題点 (略) 佐伯地域では、<u>飯山・中道地区が、無医地区に準ずる地区に該当しています。</u>また、<u>集落が点在しており、今後の更なる高齢化により、医療機関受診に支障を来すケースの増加が懸念され、住み慣れた場所で安心して医療が受けられる環境整備が必要です。</u></p> <p>また、将来にわたって医療体制を維持するため、医師・看護師などの医療従事者の確保に努めていく必要があります。</p>	<p>(1) 現況と問題点 (略) (新設)</p> <p>また、将来にわたって医療体制を維持するため、医師・看護師などの医療従事者の確保に努めていく必要があります。</p>
<p>9 教育の振興</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア 学校教育 (略) 吉和地域及び宮島地域では、<u>施設を同じとする一体型の小中一貫教育に取り組んでおり、佐伯地域では、小中学校が施設を別とする連携型の小中一貫教育に取り組んでいます。</u></p> <p>いずれも、小中学校共通の_____目標及び目指す子ども像を設定し、9年間を見通した系統的・継続的な指導を行_____っています。</p> <p>(略)</p> <p>イ 生涯学習・スポーツ (略) <u>佐伯地域にある佐伯総合スポーツ公園は、様々な競技施設やウォーキングコース、展望広場が整備され、心も体もリフレッシュできるスポーツパークとして利用されるとともに、敷地内に整備した大型複合遊具には、域外から多くのファミリー層が訪れるスポットとなっています。</u></p> <p>学校施設では、地域のスポーツ活動が行われており、健康づくりの場としての役割も果たしています。</p> <p>(略)</p> <p>こうした取組の促進に当たって、安心して快適に活動できる環境を確保するため、<u>市民センター及び生涯学習・スポーツ施設のバリアフリー化や</u></p>	<p>9 教育の振興</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア 学校教育 (略) 吉和地域及び宮島地域では、<u>中学校が一体となった学校運営を行_____っており、同じ敷地・校舎のもと、</u></p> <p>_____小中学校共通の<u>学校教育</u>目標及び目指す子ども像を設定し、9年間を見通した系統的・継続的な指導を行_____います。</p> <p>(略)</p> <p>イ 生涯学習・スポーツ (略) (新設)</p> <p>学校施設では、地域のスポーツ活動が行われており、健康づくりの場としての役割も果たしています。</p> <p>(略)</p> <p>こうした取組の促進に当たって、安心して快適に活動できる環境を確保するため、<u>市民センターや_____スポーツ施設のバリアフリー化や</u></p>

変更後					変更前						
改修等を計画的に行っていく必要があります。					改修等を計画的に行っていく必要があります。						
(2) その対策					(2) その対策						
ア (略)					ア (略)						
イ 生涯学習・スポーツ					イ 生涯学習・スポーツ						
○ (略)					○ (略)						
○ (略)					○ (略)						
○ <u>佐伯地域において、佐伯総合スポーツ公園の長寿命化を図るとともに、新たな魅力を付加することにより、集客力のあるスポーツ公園へと再整備します。</u>					(新設)						
○ (略)					○ (略)						
○ 市民センターや生涯学習・スポーツ施設については、利用者に利便性の高い施設となるよう計画的な整備・修繕を図ります。					○ <u>社会体育施設</u> については、利用者に利便性の高い施設となるよう計画的な整備・修繕を図ります。						
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）						
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		
8 教育 の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小中学校特別教室空調設備整備事業	廿日市市		(1)学校教育関連施設 校舎	小中学校特別教室空調設備整備事業	廿日市市				
		<u>小学校リニューアル事業 (屋上防水改修ほか)</u>	廿日市市				(新設)	(新設)			
	(3)集会施設、 体育施設等 公民館	集会施設	<u>市民センターリニューアル事業 (トイレ改修ほか)</u>	廿日市市		(3)集会施設、 体育施設等 (新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
			吉和支所複合施設整備事業	廿日市市				集会施設	吉和支所複合施設整備事業	廿日市市	
			防災FAX等整備事業	廿日市市					防災FAX等整備事業	廿日市市	
			<u>さいき文化センター(文化ホール)管理運営事業</u>	廿日市市					(新設)	(新設)	
			体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)	廿日市市				体育施設	体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)	廿日市市	
	<u>公園整備事業</u>	廿日市市		(新設)	(新設)						

変更後					変更前				
			(佐伯総合スポーツ公園野球場改修ほか)						
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校教育振興一般事業 ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習を充実させる。 ICT指導員及びICT支援員を配置し、ICT機器の効果的な利活用のための人的支援を行う。	廿日市市			(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校教育振興一般事業 ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習を充実させる。 ICT指導員及びICT支援員を配置し、ICT機器の効果的な利活用のための人的支援を行う。	廿日市市	
		国際理解教育事業 ALT (外国語指導助手) を全幼・小・中学校に配置する。	廿日市市				国際理解教育事業 ALT (外国語指導助手) を全幼・小・中学校に配置する。	廿日市市	
		小学校ICT活用教育推進事業 ICT機器の整備を継続する。また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市				小学校ICT活用教育推進事業 ICT機器の整備を継続する。また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市	
		中学校ICT活用教育推進事業 ICT機器の整備を継続する。また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市				中学校ICT活用教育推進事業 ICT機器の整備を継続する。また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市	
		地域学校協働活動事業 地域学校協働本部の運営について、補助、助言、活動支援などを行う。	廿日市市				地域学校協働活動事業 地域学校協働本部の運営について、補助、助言、活動支援などを行う。	廿日市市	
	生涯学習・スポーツ	図書館活動事業 移動図書館車を運行する。	廿日市市			生涯学習・スポーツ	図書館活動事業 移動図書館車を運行する。	廿日市市	
10 集落の整備 (1) 現況と問題点					10 集落の整備 (1) 現況と問題点				

変更後	変更前
<p>全国的な人口減少の中、本市の人口は、令和2年国勢調査の集計結果____によると、前回の平成27年国勢調査114,906人と比較し、<u>114,173人</u>となっており、<u>733人</u>の減、<u>0.6%</u>の減少率となっています。</p> <p><u>このうち、過疎地域(吉和・宮島・佐伯)</u>においては、10%を超える減少率となっています。</p> <p>(略)</p> <p><u>佐伯地域については、玖島・浅原地区における旧小学校跡地や校舎を整備・活用した交流拠点施設と市民センターを中心として、地域資源の活用による市民と来訪者との交流促進を図るとともに、多様な主体によるまちづくり活動を促進し、小さな拠点の形成に向けた取組を推進しています。</u></p> <p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ <u>吉和・佐伯地域に地域支援員を配置し、____中山間地域全体の活性化につながるよう取り組んでいきます。</u> ○ (略) ○ (略) ○ <u>暮らし続けられる玖島・浅原地区の実現に向け、拠点となる施設の整備・活用を通じて、地域内外の交流を促進し、地域活力の創出を図ります。</u> 	<p>全国的な人口減少の中、本市の人口は、令和2年国勢調査の集計結果<u>(速報)</u>によると、前回の平成27年国勢調査114,906人と比較し、<u>114,253人</u>となっており、<u>653人</u>の減、<u>0.6%</u>の減少率となっています。</p> <p><u>地域別に見ると、過疎地域である吉和地域と宮島地域においては、10%を超える減少率となっています。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ <u>吉和____地域に地域支援員を配置し、佐伯地域の地域支援員とも連携した中山間地域全体の活性化につながるよう取り組んでいきます。</u> ○ (略) ○ (略) ○ (新設)
<p>11 地域文化の振興等</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p><u>吉和・佐伯地域においては、それぞれの地域で市内外から多数の来訪者を迎える____神楽競演大会が毎年実施され、宮島地域においては、世界遺産「巖島神社」をはじめとする数多くの文化財を有しています。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>吉和・佐伯地域では、豊かな自然環境を生かした景観形成や歴史文化資源を生かした取組が行われており、地域特性に応じ、多様な文化・景観が楽しめるまちづくりを進めていくことが必要です。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>12・13 (略)</p>	<p>11 地域文化の振興等</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p><u>吉和____地域においては、____県内外からの多数の来訪者を迎える吉和神楽競演大会が毎年実施され、宮島地域においては、世界遺産「巖島神社」をはじめとする数多くの文化財を有しています。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>吉和____地域では、豊かな自然環境を生かした景観形成____に向けた取組が行われており、地域特性に応じ、多様な文化・景観が楽しめるまちづくりを進めていくことが必要です。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>12・13 (略)</p>

変更後					変更前				
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分					事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	シティプロモーション事業	廿日市市	WebやTVCM等、メディアを活用した魅力の発信やPRイベントへの出展等を行い、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	シティプロモーション事業	廿日市市	WebやTVCM等、メディアを活用した魅力の発信やPRイベントへの出展等を行い、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		空き家対策推進事業	廿日市市	空き家の多様な活用、空き家情報の提供・相談体制の充実を図り、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			空き家対策推進事業	廿日市市	空き家の多様な活用、空き家情報の提供・相談体制の充実を図り、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		中山間地域振興事業	廿日市市	定住者向けに住宅購入補助を行い、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			中山間地域振興事業	廿日市市	定住者向けに住宅購入補助を行い、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		中山間地域振興事業	廿日市市	<u>県立佐伯高等学校の魅力化や下宿・通学に対する支援を行い、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。</u>			(新設)	(新設)	(新設)

変更後					変更前						
		地域間交流	中山間地域振興事業	廿日市市	地域内外の回遊促進を図り、地域間交流につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			地域間交流	中山間地域振興事業	廿日市市	地域内外の回遊促進を図り、地域間交流につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			スポーツ推進事業	廿日市市	<u>トップアスリートによるスポーツ教室やプロスポーツチームとの連携事業などを行い、地域間交流につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。</u>			(新設)	(新設)	(新設)	
		人材育成	中山間地域振興事業	廿日市市	地域おこし協力隊制度等を活用した外部人材の活用や、地域内事業者の働き手や連携先の発掘を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			人材育成	中山間地域振興事業	廿日市市	地域おこし協力隊制度等を活用した外部人材の活用や、地域内事業者の働き手や連携先の発掘を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			宮島まちづくり推進事業	廿日市市	「島づくり」組織の設立・活動に対する支援を行い、人材育成を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				宮島まちづくり推進事業	廿日市市	「島づくり」組織の設立・活動に対する支援を行い、人材育成を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手経営基盤強化事業	廿日市市	担い手への研修や経営基盤強化支援等を行い、担い手の育成や新規就農者の確保を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手経営基盤強化事業	廿日市市	担い手への研修や経営基盤強化支援等を行い、担い手の育成 _____を _____を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		

変更後			変更前						
		地産地消推進事業	廿日市市	農産物生産者と実需者をつなぎ、地元農産物に新たな付加価値を持たせ、地産地消を推進するとともに、消費者に市産品をPRし、地産地消の機運を醸成することや、捕獲鳥獣の資源化を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			地産地消推進事業	廿日市市	農産物生産者と実需者をつなぎ、地元農産物に新たな付加価値を持たせ、地産地消を推進するとともに、消費者に市産品をPRし、地産地消の機運を醸成することや、捕獲鳥獣の資源化を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		(削る)	(削る)	(削る)			新規農業経営者育成事業	廿日市市	産地や地域を担っていく新規就農者を育成・確保するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		農地保全対策事業	廿日市市	ICTによる地域農業・農地保全調査や、農地保全対策事業補助金、農作業受託組織等体制整備支援事業補助金を交付するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			農地保全対策事業	廿日市市	ICTによる地域農業・農地保全調査や、農地保全対策事業補助金、農作業受託組織等体制整備支援事業補助金を交付するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		林業人材育成事業	廿日市市	森林の仕事ガイドンスへの出展や林業従事者へのパンフレット作成、林業関係機械購入への補助を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			林業人材育成事業	廿日市市	森林の仕事ガイドンスへの出展や林業従事者へのパンフレット作成、林業関係機械購入への補助を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。

変更後					変更前				
		商工業・6次産業化	有害鳥獣被害対策事業	廿日市市	野生鳥獣による農作物や人身等への被害の軽減を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	商工業・6次産業化	有害鳥獣被害対策事業	廿日市市	野生鳥獣による農作物や人身等への被害の軽減を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			水産業振興事業	廿日市市	内水面漁業振興対策事業や内水面遊漁対策事業に対し、補助金を交付するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		水産業振興事業	廿日市市	内水面漁業振興対策事業や内水面遊漁対策事業に対し、補助金を交付するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			伝統産業振興事業	廿日市市	後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		伝統産業振興事業	廿日市市	後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			観光 観光おもてなし向上事業	廿日市市	宮島島内における観光客の受け入れ環境の充実を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		観光 観光おもてなし向上事業	廿日市市	宮島島内における観光客の受け入れ環境の充実を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			観光誘客強化事業	廿日市市	関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに、新たなコンテンツを掘り起こし、情報発信を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		観光誘客強化事業	廿日市市	関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに、新たなコンテンツを掘り起こし、情報発信を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			観光資源ネットワーク化事業	廿日市市	交流促進のための受入れ環境の整備や観光資源のネットワーク化など、関係団体と連携し、合同PR等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶ		観光資源ネットワーク化事業	廿日市市	交流促進のための受入れ環境の整備や観光資源のネットワーク化など、関係団体と連携し、合同PR等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶ

変更後					変更前						
		企業誘致	受入環境整備対策事業	廿日市市	ものである。 交通系キャッシュレス決済の導入等を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			企業誘致	受入環境整備対策事業	廿日市市	ものである。 交通系キャッシュレス決済の導入等を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			中山間地域振興事業	廿日市市	サテライトオフィスの誘致等を行い、地域の活性化につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				中山間地域振興事業	廿日市市	サテライトオフィスの誘致等を行い、地域の活性化につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			デジタル化推進事業	廿日市市	デジタルの専門知識を有する民間の外部人材を配置し、デジタル技術を活用した <u>暮らし続けられる地域社会への取組</u> <u>_____</u> や地域課題の解決に取り組むものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				企画調整事業 <u>_____</u>	廿日市市	デジタルの専門知識を有する民間の外部人材を配置し、デジタル技術を <u>_____</u> <u>_____</u> 生かした市民サービスの <u>向上</u> や地域課題の解決に取り組むものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	防災情報システム管理事業	廿日市市	避難誘導アプリの導入により市民の速やかな避難行動を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	防災情報システム管理事業	廿日市市	避難誘導アプリの導入により市民の速やかな避難行動を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		

変更後					変更前				
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	民間バス路線運行維持事業	廿日市市	民間路線バス(広電バス津田線・メイプルライナー)の運行を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	民間バス路線運行維持事業	廿日市市	民間路線バス(____メイプルライナー)の運行を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		自主運行バス運営事業	廿日市市	生活交通である各地域の自主運行バスを運行するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			自主運行バス運営事業	廿日市市	生活交通である各地域の自主運行バスを運行するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		地域主体型交通運行支援事業	廿日市市	地域が主体となっていく生活交通の運行を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			地域主体型交通運行支援事業	廿日市市	地域が主体となっていく生活交通の運行を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		宮島航路維持負担金	廿日市市	生活交通手段を確保するため、宮島航路運航負担に対する支援を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			宮島航路維持負担金	廿日市市	生活交通手段を確保するため、宮島航路運航負担に対する支援を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
	その他	高齢者運転免許自主返納支援事業	廿日市市	高齢者の運転免許の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	その他	高齢者運転免許自主返納支援事業	廿日市市	高齢者の運転免許の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	

変更後					変更前				
5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 防災・防犯	吉和地域消防事務委託負担金	廿日市市	吉和地域の常備消防を広島市に委託し、地域の防災に備えるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 防災・防犯	吉和地域消防事務委託負担金	廿日市市	吉和地域の常備消防を広島市に委託し、地域の防災に備えるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		消防団活動運営事業	廿日市市	消防団への入団を促進し、地域力防災の維持、向上を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			消防団活動運営事業	廿日市市	消防団への入団を促進し、地域力防災の維持、向上を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		自主防災活動推進事業	廿日市市	地域の防災力を強化するため、自主防災活動の費用を補助するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			自主防災活動推進事業	廿日市市	地域の防災力を強化するため、自主防災活動の費用を補助するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
	その他 自然公園一般事業	廿日市市	自然環境の保全、快適な環境整備及び観光振興を推進するため、宮島公園の環境を保全するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	その他 自然公園一般事業		廿日市市	自然環境の保全、快適な環境整備及び観光振興を推進するため、宮島公園の環境を保全するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 高齢者・障害者福祉	吉和地域高齢者施設助成事業	廿日市市	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、地域で安心して暮らせる施設(泊まりのできる施設)の運営を助成するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 高齢者・障害者福祉	吉和地域高齢者施設助成事業	廿日市市	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、地域で安心して暮らせる施設(泊まりのできる施設)の運営を助成するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。

変更後					変更前						
		健康づくり	吉和地域高齢者福祉助成事業	廿日市市	住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な介護サービスを実施する社会福祉法人等に対して補助金を交付するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			健康づくり	吉和地域高齢者福祉助成事業	廿日市市	住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な介護サービスを実施する社会福祉法人等に対して補助金を交付するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			過疎地域等介護人材確保・定着支援事業	廿日市市	介護人材の確保・定着を図るため、介護サービス事業所等で、一定条件のもと勤務する介護職などに支援金やや転居に必要な経費の一部を補助するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				過疎地域等介護人材確保・定着支援事業	廿日市市	介護人材の確保・定着を図るため、介護サービス事業所等で、一定条件のもと勤務する介護職などに支援金やや転居に必要な経費の一部を補助するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			健康増進事業	廿日市市	ライフステージに応じた各種健診の実施や地域ぐるみの健康活動の推進を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				健康増進事業	廿日市市	ライフステージに応じた各種健診の実施や地域ぐるみの健康活動の推進を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	吉和診療所管理運営事業	廿日市市	吉和地域における初期医療体制を確保するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	吉和診療所管理運営事業	廿日市市	吉和地域における初期医療体制を確保するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		

変更後					変更前						
			保健衛生一般事業	廿日市市	宮島地域において、修学旅行シーズン等における平日夜間の急病患者に対する医療体制の確保に努めるものあり、事業効果は将来に及ぶものである。				保健衛生一般事業	廿日市市	宮島地域において、修学旅行シーズン等における平日夜間の急病患者に対する医療体制の確保に努めるものあり、事業効果は将来に及ぶものである。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校教育振興一般事業	廿日市市	ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習の充実や、ICT指導員及びICT支援員を配置し、ICT機器の効果的な利活用のための人的支援を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校教育振興一般事業	廿日市市	ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習の充実や、ICT指導員及びICT支援員を配置し、ICT機器の効果的な利活用のための人的支援を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		
		国際理解教育事業	廿日市市	ALT(外国語指導助手)を全幼小・中学校に配置するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			国際理解教育事業	廿日市市	ALT(外国語指導助手)を全幼小・中学校に配置するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		
		小学校ICT活用教育推進事業	廿日市市	小学校においてICT機器の整備を継続し、ソフト面でも整備を継続するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			小学校ICT活用教育推進事業	廿日市市	小学校においてICT機器の整備を継続し、ソフト面でも整備を継続するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		

変更後					変更前						
		生涯学習・スポーツ	中学校 I C T 活用教育推進事業	廿日市市	中学校において I C T 機器の整備を継続し、ソフト面でも整備を継続するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			生涯学習・スポーツ	中学校 I C T 活用教育推進事業	廿日市市	中学校において I C T 機器の整備を継続し、ソフト面でも整備を継続するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			地域学校協働活動事業	廿日市市	地域学校協働本部の運営について、補助、助言、活動支援などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				地域学校協働活動事業	廿日市市	地域学校協働本部の運営について、補助、助言、活動支援などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			図書館活動事業	廿日市市	移動図書館車を運行し、生涯学習の振興につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				図書館活動事業	廿日市市	移動図書館車を運行し、生涯学習の振興につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	協働のまちづくり事業	廿日市市	地域自治組織への助成金の交付、持続可能な地域運営に向けた組織づくりの支援を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	協働のまちづくり事業	廿日市市	地域自治組織への助成金の交付、持続可能な地域運営に向けた組織づくりの支援を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		
		中山間地域振興事業(再掲)	廿日市市	地域おこし協力隊制度等を活用した外部人材の活用や、地域内事業者の働き手や連携先の発掘を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。			中山間地域振興事業(再掲)	廿日市市	地域おこし協力隊制度等を活用した外部人材の活用や、地域内事業者の働き手や連携先の発掘を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。		

変更後					変更前						
			中山間地域振興事業	廿日市市	持続可能なまちづくりに向けた、地域経営の仕組みづくりの支援などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				中山間地域振興事業	廿日市市	持続可能なまちづくりに向けた、地域経営の仕組みづくりの支援などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			宮島まちづくり推進事業（再掲）	廿日市市	「島づくり」組織の設立・活動に対する支援を行い、人材育成を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				宮島まちづくり推進事業（再掲）	廿日市市	「島づくり」組織の設立・活動に対する支援を行い、人材育成を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化振興	文化財保存・保護事業				廿日市市	文化財保存活用地域計画の策定や、民俗芸能伝承団体への補助などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	10 地域文化の振興等
			伝統的建造物群保存推進事業	廿日市市	伝統的建造物を保存・活用し、歴史的町並み保全活動に対する支援、また、伝統的建造物群保存地区防災計画を策定するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				伝統的建造物群保存推進事業	廿日市市	伝統的建造物を保存・活用し、歴史的町並み保全活動に対する支援、また、伝統的建造物群保存地区防災計画を策定するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。

変更後					変更前						
			景観形成推進事業	廿日市市	吉和地域において、花木の植栽・管理等を行う地域団体に対し、補助を行うとともに、宮島地域における景観重点区域の指定等に向けた取組を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				景観形成推進事業	廿日市市	吉和地域において、花木の植栽・管理等を行う地域団体に対し、補助を行うとともに、宮島地域における景観重点区域の指定等に向けた取組を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用		地球温暖化対策推進事業	廿日市市	温室効果ガス排出削減に向けた補助金の交付、再生可能エネルギーの導入可能性調査や啓発活動等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用		地球温暖化対策推進事業	廿日市市	温室効果ガス排出削減に向けた補助金の交付、再生可能エネルギーの導入可能性調査や啓発活動等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業		自然環境保全事業	廿日市市	宮島地域におけるラムサール条約湿地の保全、環境講座の開催などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。	12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業		自然環境保全事業	廿日市市	宮島地域におけるラムサール条約湿地の保全、環境講座の開催などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
			宮島地域シカ対策事業	廿日市市	宮島のシカが人と共存し、本来の野生状態で生息することを目指すための生息状況調査等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。				宮島地域シカ対策事業	廿日市市	宮島のシカが人と共存し、本来の野生状態で生息することを目指すための生息状況調査等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。